



ヤングケアラーへの支援が広がっています！

学校生活を送りつつ、家ではさまざまな家事や家族の世話、介護等を日常的に行っている子どもを「ヤングケアラー」と呼ぶことがあります。今、ヤングケアラーへの支援が意識されてきており、法律により、国・自治体からの支援を受けられる体制が構築こうちくされつつあります。

ヤングケアラーのことを知ろう！

ヤングケアラーは、たとえば本来大人が担うと想定されている次のような家事や家族の世話などを日常的に行い、遊び・勉強等の時間をほとんど持てなかったり、家事や世話により身体的・精神的な負担が重い状態になったりしています。

障がいや病気のある家族の代わりに、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり障がいや病気のある家族やきょうだいの世話や見守りをしている。



家計を支えるために働いて家族を助けている。



家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている。



ヤングケアラー支援の強化をはかる法律ができました

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年6月12日から、ヤングケアラーに関する法律が実施されることになりました。これにより、これまで以上にヤングケアラーへの支援が強化されていくこととなります。

■ 法律改正の内容等

- 国や自治体が支援をする対象として「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」(=「ヤングケアラー」)が明記されました(子ども・若者育成支援推進法^{わかものいくせいしえんすいしんぽう}2条7号)。
- 法律改正に伴い、各自治体においてヤングケアラーの実態を把握するために努力すること、支援の必要性・緊急性が高い場合には優先的に支援を実施することなどについての通知が発表されました。

自分もヤングケアラーかも、と思ったら

家族の手伝い・手助けをするのは「**ふつうのこと**」と思われるかもしれませんが、学校生活に影響が出てきたり、こころやからだに不調を感じていたりする場合には注意が必要です。



もし悩みを抱えていたら、一人で抱え込まず、学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・親戚や近所の人など信頼できるまわりの大人に頼って周囲のサポートを積極的に活用しましょう。

SNS 相談・電話相談・オンラインコミュニティなど
相談できる場所が広がっています！
相談窓口は QR コードから確認できます！



担当：鈴木 彬史、福島 邦真、石田 祐一郎、福本 滯、横山 優斗

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO